

4月からの保育料をお知らせします

家庭福祉課 内線2438

「子ども・子育て支援新制度」の開始に伴い、4月から新しい保育料となります。新しい保育料は、新たな保護者負担が生じないように、これまでの負担額を基本としています。

1号認定の保育料は、現在の保護者負担額の平均を基に設定し、施設ごとに異なっていた保育料が統一されました。また、所得に応じて保育料が戻る仕組みから、所得に応じた保育料を徴収する仕組みに変わります。

2・3号認定の保育料は、算定ベースが所得税から市民税に変わります。

新しい保育料および新制度の詳細は、家庭福祉課に備えているパンフレットやリーフレット、市ホームページをご覧ください。

* 保育料は、4～8月分までは平成26年度、9月分以降は平成27年度の市民税額で決定し、多子軽減が適用される場合もあります。また、施設によっては送迎バス利用代などが実費徴収・上乗せ徴収されることがあります。

* 保育料については、消費税率が10%となる平成29年度に向けて、全体的な見直しを検討する予定です。

① 1号認定の保育料（幼稚園・認定こども園の利用）

階層	定義	月額保育料(円)
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0
第2階層	市民税非課税または均等割のみの課税世帯	3,000
第3階層	市民税所得割 77,101円未満	11,100
第4階層	市民税所得割 77,101円以上211,201円未満	15,500
第5階層	市民税所得割 211,201円以上	20,700

支給認定区分

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる施設等
1号認定	満3歳以上で就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園等

② 2・3号認定の保育料（保育所・認定こども園の利用）

* 保育標準時間は11時間、保育短時間は8時間

階層	定義	月額保育料(円)					
		3歳未満		3歳		4歳以上	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	0
第2階層	市民税非課税世帯	8,100	8,100	5,400	5,400	5,400	5,400
第3階層	市民税所得割額非課税 (均等割のみ課税)	17,000	16,800	14,400	14,200	14,000	13,800
第4階層	市民税所得割 48,600円未満	18,100	17,800	15,300	15,100	15,100	14,900
第5階層	市民税所得割 48,600円以上60,700円未満	26,000	25,600	23,400	23,100	23,000	22,700
第6階層	市民税所得割 60,700円以上78,900円未満	26,500	26,100	23,900	23,500	23,000	22,700
第7階層	市民税所得割 78,900円以上97,000円未満	28,500	28,100	25,600	25,200	25,300	24,900
第8階層	市民税所得割 97,000円以上121,000円未満	34,000	33,500	30,000	29,500	28,000	27,600
第9階層	市民税所得割 121,000円以上397,000円未満	38,900	38,300	35,900	35,300	29,900	29,400
第10階層	市民税所得割 397,000円以上	45,000	44,300	35,900	35,300	29,900	29,400